

電子情報通信学会北海道支部運営委員等の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、本会という。）規則第13章に基づき、電子情報通信学会北海道支部（以下、本支部という。）運営委員等の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、支部運営委員等とは、支部長、支部庶務幹事、支部会計幹事、支部委員、学生会顧問をいう。

(法令等の遵守)

第3条 支部運営委員等は、法令、定款、規則および本会あるいは本支部が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 支部運営委員等の職務権限

(支部運営委員等)

第4条 支部運営委員等は、支部運営委員会を組織し、法令および定款、規則、規程の定めるところにより本支部の業務の執行の決定に参画する。

(支部長)

第4条 支部長の職務権限は、定款、規則および規程に定めるものほか、次のとおりとする。

- (1) 支部長として本支部を代表し、本支部の事務を総括する。
- (2) 支部運営委員会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 次年度の事業計画案および収支予算案、前年度の事業報告書および収支決算書を作成し、支部運営委員会の議決を経て、本部へ提出する。
- (4) 別表「支部運営委員等の職務権限委任項目」に従って職務権限を委任する。

(支部長以外の支部運営委員等)

第5条 支部長以外の支部運営委員等は、支部長の命を受け、次の支部の事務の執行を補助する。支部の事務の執行を補助するに当たり、別表に掲げる職務権限の委任を受ける。

- (1) 庶務幹事 庶務および他の支部運営委員等の所掌に属しない事項
- (2) 会計幹事 会計に関する事項
- (3) 支部委員 個別事業に関する事項
- (4) 学生会顧問 学生会事業に関する事項

(予算の執行)

第6条 支部予算の執行状況は、支部運営委員会開催の都度、支部会計幹事が報告する。

第7条 支部予算総額を上回る執行には、支部運営委員会の議決を経て、支部担当理事および会計理事の承認を要する。

(代行)

第8条 支部運営委員等に事故あるとき又は欠けたときは、支部長があらかじめ指名した支部運営委員等が、その職務を代行する。

第3章 補 則

(細 則)

第8条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、支部運営委員会の議決により、別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、支部運営委員会の議決を経て行う。

附則

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

支部運営委員等の職務権限委任項目

決 裁 事 項	決 裁 権 者 (あるいは被委任者)			
	支部運営委員会	支部長	支部庶務幹事	学生会顧問
事業計画及び予算案の作成に関すること	○	○		
事業報告及び決算案の作成に関すること	○	○		
支部名義の契約 (契約者名は支部長)			○	
支部名義の使用 (協賛、後援、等)			○	
契約の締結	事業計画あるいは支部運営委員会承認事項の契約は担当支部運営委員等に委任			
一件50万円以上		○		
一件50万円未満			○	
一件10万円未満 (学生会事業関連)				○
支出(賞の選考等を含む)	事業計画あるいは支部運営委員会承認額の支出は担当支部運営委員等に委任			
一件50万円以上		○		
一件50万円未満			○	
一件10万円未満 (学生会事業関連)				○
開催事業参加費の決定		○		